孝經樓漫筆

二百六十五番 四冊

1 5
54
1

嘉永三庚戌孟春新鐫

北山先生遺稿

孝經樓漫筆

江都書賈　青藜閣發兌

一之木戸林所
和漢貸本所
三鴨屋太三良

三六五

一廻リ十五日限日廻
又貸尚見料如受

門 曾5
號 ㄅㄥ
卷 1

孝經樓漫筆序

人使物感也。博矣大矣。博大。故能使日月列星風雨感于天。又使草木異類感於地也。而人之與人同類。非如草木異類之感也。其白虹貫日。月犯少微。熒惑退舍。德星頓聚。鼓琴風起。画龍

雨降者。非日月列星風雨之感於人耶。瑞草生庭。妖棗死朝者。艸木之感於人也。凶蝗限界。惡虎渡江者。無類之能感於人也。而人之感於人。以同類。其感易且博矣。故王豹處於棋。緜駒處於高唐。而河西齊右善歌。華周

杞梁之妻哭其夫。而大變國俗。而其感者。求之而非然也。彼尒欲爲而非然也。實不能遏而然者也。嘉永己酉之冬。吾嘔血命殆危。幸有師父冬嶺先生之貺再生焉。一日天暄。病尒閒。暴背於南軒。閱祖君北山先生之手

澤遺稿。嗚呼祖君之於學也。博矣大矣。博大以著述。故天地間之物與事。輯之録之。無不存焉矣。人豈不感。況同一氣。奚得不感耶。然而其書多未脫稿者。加假貸於弟子。所散逸者亦不寡也。故缺落錯雜。以不可分折於

今。豈不惜耶。偶青藜閣主人來訪。感祖君手澤之博大與吾感而惜者。曰。吾家之隆起。實与先生之盛行同日。故先生之著述。多梓於我。今手澤存必是。而葬於蠹魚腹中。豈不遺憾耶。請梓之以壽於世。若其博大之遺稿。

雖不能為一時之功。追編繼卷焉。得不為其集成耶。予辭以缺落錯雜不可分析。主人請以不拘其條理者梓之焉。其言也出於感而不能遏者。依屬孝經樓漫筆數篇。且曰。博大之著述。淺學寡聞。非所宜校訂也。但從其

手澤存者梓之亦可而已矣。初篇刻成。請序於予。予淺學宜聞。冠辭於博大之著述。非其任也。且祖君之怒亦不可知也。請辭。主人固請曰。長松之下。自有清風存。使讀者知且感。豈不亦善乎。予復感其言。記其事。誠恐誠

懼。以代序云爾。

嘉永三年庚戌春三月

辱德孫　山本信錫序

曾孫　山本誠之書

孝經樓漫筆目録

卷一

歳德神　新玉

若水　節分

三月三日たくさんもち以乳母姓為天皇名

雛祭　貝合　上巳の祓

端午　かさりちまき

五月　藥玉并圖　袖花并圖　領玉

嘉定　能因乞雨　光廣止雨

七夕　七遊　楊弓　索麪　梶葉

八朔　九月九日節句
十三夜　神無月
火燒　有暇　無暇
の日暦　伊勢忌佛
千度御祓　玉津島
三島明神　六所明神
羅睺星像　震動雷電
三輪山本　蟻通
七重八重の歌　いそがはハの歌

卷二

君子國　日高三國
國郡名用二字好字
公解田　一段　一町　一代　貫石
名田　縣
三十六町一里　中國
伊寺水門　山城
石山　難波堀江
佐渡金山　但馬きの崎ハ湯
ますまてもの歌　釋迦ヶ嶽
五十四郡　象瀉

多賀國府　多賀城
石原　天御中主
源氏長者　御曹子
朝臣　見雲真人
押領使　大領
稻置　兵庫
三關　内舍人
左近　右近　清水冠者
日光梶

卷三

歌仙の裝束　奥能清直
善光　善佐　紫式部　和泉式部
小町　故法橋
居士　檜垣墓
隱家の茂助　こう祢たちの與助
佐河田喜六　皿屋敷
遊行女婦　武廟妓
若黨中間　足輕　中間　十德　肩衣
四布袴　相撲の大關關脇
相撲入土俵入　名主

町人一揆の始　御袋
内方　神主
熊野道者　准門跡
守敏　比丘制
寂照法師　殘月
兼仕法師　野伏　山伏
馬士　大夫
もろおしさこく　萬歳樂　庄司
狐仕ひ　位記
位制　服制

古制　日本従唐様
束帯次第　十二一重
装束衣紋　長絹
ゑらゝま　直綴
白無垢　上下
八徳　家の紋
せうのさしやう　きこうく
たまきひま　ゆうこかあひら
蟾蜍ちぐ　縮緬
八丈絹　針のこ紋　布の反

たひ　たんせ
掛絡　とせち
かちん　香の物
眞桑瓜　秋茄
冷索麪　指身　入麪
五合扶持　馬料
一俵一駄　斛價白米
宇治茶　断醬
肉食　五果

卷四

門松注連　子の日
ゆつり葉　續木
尚齒會　手熨斗
牽出物　百匹　金百匹
入來　將基　大將基
たゝひせん　用
御所様　大御所
貴殿　住人　拙者
口狀　手紙切封
様ゟ　殿様　人々ゟ中

あれうしく　まひなぬ
為なき島のかうをり
ぬさうけ　たを
たを　をよる
櫛も見し　法師たてら
入院　神拜
湯立　花の塔 并圖
花祭　手草
開帳　勸進平家　重一撿校
三体詩談義語平家

厄除　初午觀音參
口よせ　上東門院
院号　他界
宗祇　庄所　埋制
十回向　年忌　百箇日
十三年忌　正日
七回忌　百萬遍
ぬまてしたれ　折たく柴
發日　落　灸治
まにあたに　贖法

重荷小付　煤掃
神代文字　牛王
舊事紀訛多し　古事記實録
經史　秘府畧
唯一　三社託
猛虎一聲　新勅撰百首
拾芥抄　見聞私記
風土記　後風土記　節用集　遊學
遊學往来
日本後紀　前太平記

太平記訛　今川狀　腰越狀
いろは　道長書
定家悪筆　小倉色紙
七百合の書　大師ミくじ
神やましんの歌
梅ハ花の歌　あふき
鯉のうた　うるゑる
額字寫相兼　社に闕字
落書　蓋の字
まさり　いちんや

たんさく　薄様帖紙
懐紙　檀紙　高檀紙
頼長銅印　名簿　おもうりふと
とそくはの繪　とさ繪
焼繪　醫疾令
槐安産の藥　心の三柱
隈府孔子堂　文倉
泉湧寺　おたまや
長屋　乗物　借家　客殿
家名　くきぬよ

後架　なんと
唐紙　障子　さしき
寺制
檀林　経衫　覆肩　横被　絡子　僧綱
院号　念珠　薦亡　引道
悲田院　山号
法性寺　一分判
目録　水入　をのさ　よもやま
柳筥　并圖　廣蓋
金さゐかう　棒ちきりさ
目貫　竹の弓

かた
細長茶具
長持
能
催馬樂
山路笛
以上

鏡の裏は鶴 并圖
臺子
三具足
式三番叟
今様合

孝經樓漫筆卷一

北山山本信有抄

歳德神

夫木集好忠が歌に、みあれ川か茂のうへしろ引
うへ、ゆゑそ年は神をいのらん　是その年恵
穀霊をいふ、年神祭ゆゑ民の事ゆゑ、おれ年神
ゆゑ、正月家々にまはる、歳德神のおゆゑ也、

新玉

躬恒家集に、あら玉のかしはにとせをなほしひ
にはなれてうたみまじはらせすむ

若水

今の俗に正月元日、初てくむ水を、若水といふは、あやまりにおもて、古ハ立春の日にくむ、初れ水を若水といふなり、年中行事歌合に、春をしらくはふ事なり、まつる若水に水とせの新やしらうらん、註云若水は、お粥の清生家の井をぬきをして、人にくませずして、若立日、主水の司内裏に奉れば、粥餉に是をきあしき次、年中行事をのぶくといふ、為家家内立春といふ題なく、朝水にけるかしし、此年のうちにくみてしらるゝ春の若水　新續古今

節分

鄰女晤言に、洛東隱士慈延著　暦に立春の前日を節分とす、他の季にはしるさねぞ、今のこゝ世にはおりくど、四季ともに果の日、せちぶんといふべし、伊勢の集に、

せちぶんの法とめて、四月朔日とやまつり
いつしかまて夏をいぬらんくれたてし
　　ことしこゝはよしなまつ事
　　今濟の佐命婦
　　くれたてし春のちかけれ事

いくらかなかしもゆかしとおもふ
源氏物語やがり木の巻に、春より夏にうつる事をせちぬんといへるなり、あり、あく立夏のあを、せちふせといへれば、他の季もなぞらへて知べし、

三月三日たゝさくにもち以乳母姓爲

天皇名

文德實錄小、文德天皇、嘉祥三年五月壬午、記曰、天皇誕生、有乳母、姓神野、先朝之制、毎皇子生、以乳母姓爲之名焉、故以神野爲天皇諱、以郡名同天皇諱改名新居、天皇嵯峨天皇也、郡伊豫國神野郡也、同年月記辛

己嵯峨太皇太后崩、先是民間訛言云、今茲三日、不可造餻以無母子也、識者聞而惡之、至于三月、宮車晏駕、是月亦有太后山陵事、其無母子、遂如訛言、此間田野有草、俗名母子草、二月始生、莖葉白脆、毎屬三月三日、婦女採之、蒸擣以爲餻、傳爲歲事、今年此草非不繁、生民之訛言、天假其口、太后姓橘諱嘉智子、父清友云々、建一仁祠、名檀林寺、後拾遺集、諷諧歌、三條大政大臣の許に侍りける人の娘をしのびてこらひ侍りけり、女のおやたらたちて、女といはあさましくなんつゝしける、な

といひけるに、三月三日、かれ北の方をもちゐ、くへ出ると以
たし侍けるに、寅方三日のよれもちゐハくりしまつ
らはしきけハよ也乃ほはゝかつむなり

雛遊　貝合

雛祭の事、度會直方の雛遊記、貝合記ゆゑ二巻あり、
○おのおのれ節とゝくあやめふく、五月の幟ハ七歳まで
ふかぎりぬ、おふなおの、桃乃せちに飾るひなれハとし
老ぬるまで、祝ふるまハあやまりにあそ、○源氏物語
初紫賀の巻に、人ゝはしにいでゝ、こたゝまつ是ハ、
姫君もたちいでゝこたてまほり給ひ家人むゐなの

中の源氏ゆきみ、はくろひそこなし、内にまゐらせなど
し給ふ、おかしだふ、もとしおとなじさを給へ、
十にあまりぬる人をむゐれあそびハいとはへる
ものなり云々、○中院宣胤卿日記文明十三年三月
十日云、貝裏歌事、自二條前宰相之方御望書様之
事尋一條亞相、一首時上句可在右、此事雖度々令
書爲後証今註之○仝記長亨三年八月九日云、今
日自中山黄門貝歌所望書様之事一條亞相返事
如此、但貝之左右各一首書之贈答之歌書之贈右
答左所書也○源氏物語のうち葉ゆ巻いとうはくし

げにむかはゆうする語ありさほを、夢のおもちして
見えそうくまいりなどいふ、
貝合は、久安ものなれどいづまの世より始るかいふ
るすさしぐさなどがたし、面ありけるゆゑ、伊勢のうち
ぬるみのうしれたほうりなりあらひとすれろふ
ものうは

上巳の祓

源氏物語須磨の巻に、やよひのつのそちに、いくこうるる
巳の日、かへなんうくおがすおやある人はみそぎ
し給ふべきことなほだしき人のきれ捨れ来うみ

けしも捨てしく久安出ぬ、いやおろおとのません
しゆりたうりなりひきめぐらして、このくるくかよひなる、
陰陽師見しゆゑ、たらへをせき紙給ふ舟子こくぐ
しき人がこれせくなが浜を見給ふもよそんらねて、
しゆゑざりしあほ海のたらにすがまおくしと
あるこりゆはものをうれしき

端午　このぢりちまれ

拾遺集雜賀の部に、五月五日、ちいさきあざりちまれを、
山ちげのこに入事、菊西の軒にむすめに、ふざけて、

春宮大夫道綱母

あらさし深きみまたにうるこもたるとせ
のはつまいりけるわれん
幽齋云、糸などにて巻そるなかさりたまはと云々、
智顕抄に、菖蒲の根をきばこて、しゆうぬのたれまつ
きなわりて、其中に入て、指ゆどよいろくするいや
にて巻て、時の花れうはらしき、摺子、あづさゐ、しゆも
はなしひ、しゆうびのむをもちて、かばりたるを
いふ○江方の硯に、むうしい流のわたりの芦の紫まで
ゆましらぞ、そもて鞍ちの笹の葉を用ゆといへり、
源順の集に、五月五日、菖蒲にはけて、ある所にたてまつる、

進上深
右葉之菖蒲草
千年五月五日可苅
古今著聞集に、堀川院の御時、五月五日、江師菖蒲をた
るまはりそりなる状に、
進上
水邊菖蒲
千年五月五日　大江為武
この状を、殿上にいざさしくべくによめと仰らまたれ
とも誰もその心なしかるに、師頼卿其

時弼少將とて、ざゆしひなるが、あんどはてよみ侍なる、
そらくまはりあくるかを面のなやめんくは子年
のさしきいつかたらんせ爲

五月

堀川院二節百首に、経月惣題に、忠房　あひはんてのはちも
さつきないむとてやみそこのふたあれも書せはるら舞
○源氏餐の巻に、五月面ゝまりぬるうれんをしゐて云々、
註に五月ゆは人にあはばる筵を以て、五月をいむなり
花鳥ゝ見てたり、信明集に、神代より忌といふする
五月雨のうれんに人をまゐるなしもあるか○盛明親王

集に、まびつくもたれむ月日無なるものなれ五月雨に
さへまりになるなり○女児節　帝京景物畧下、一日至
五日、家々妍飾小閨女、簪以榴花曰女児節、

藥玉　袖花　領玉

藥玉無、彩絲を以て、あやめ見よもぎ無れいろ〳〵の
花を作り、白紙の上に貼て、これ長命縷のなまり、
道長公記に、寛弘二年、五月絲所より、藥玉持參と云々、
新古今に、五月五日、藥玉をしたりなる、
あとの所に有、藥玉をしたりしむのいろ〳〵はなりに
なりはきみの事も少しに

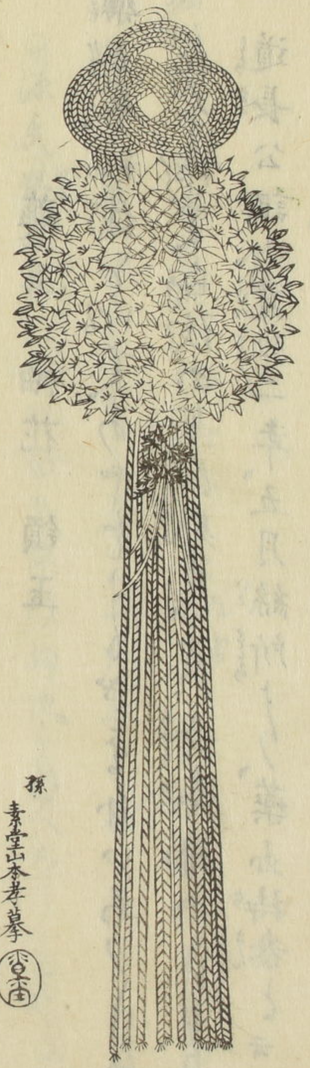

孫
素堂山本孝摹

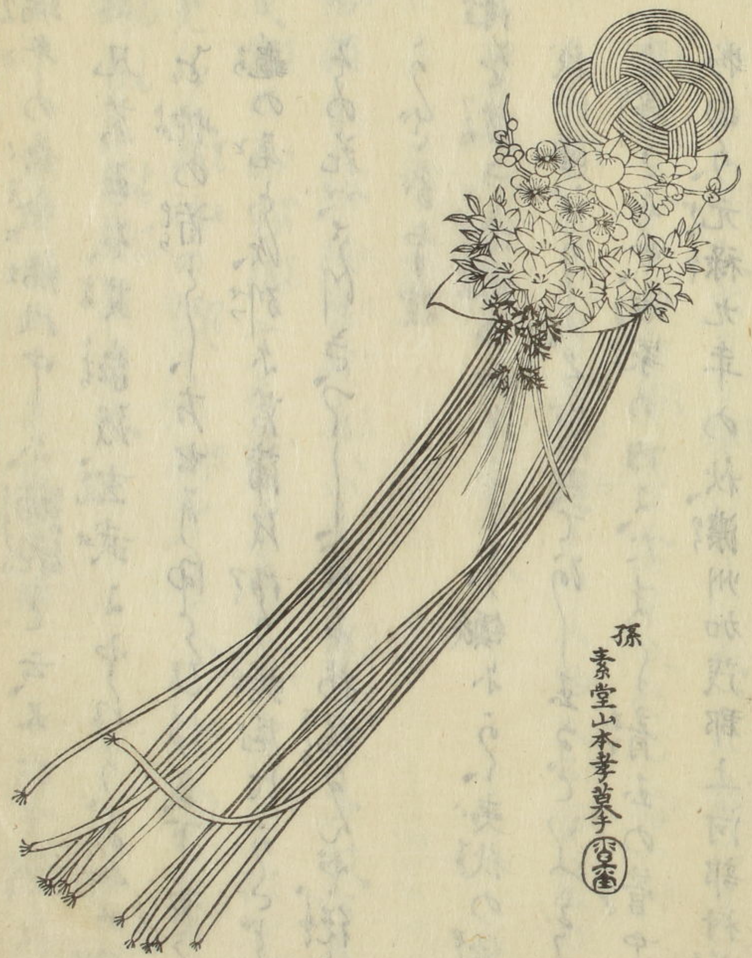

孫
素堂山本孝摹

端午の長命縷は中に、納花と云、五六寸斗に作る、
凡菜玉は、其象は玄武に似たり、あやめ結ひ
を蛇の首とし、左右に用ひ作る、下にかくは
龜の尾と云、別に菖蒲を作り、蛇尾にかたどれり、
その花は、さけきつゝし、或は梅橘なんぞ、税して
うぐるを事理
珠を貫き、念珠の如くしなす、領にかく、夷狄の俗なり、
我國むかし、そびゝ玉、てなし玉などいふもの、是
に等きかや、古冢の内に、たまく青玉の管ゆうれ
物あり、元祿九年の秋、濃州加茂郡上河部村道塚

といふ所に、六ある塚なりし、一旦崩れて、内に
甕なり、青玉の管一寸余なる、数百餘いけ、土人
もけ取たり、青八尺瓊といふ物か、五百箇の名を
おりへは、五百年ありけん、

嘉定

風語随筆に、後嵯峨帝、いまだ龍潜の御時、六月十六
日、宋の嘉定儀十六鍔を出て、供御のものを買し
免給ふ、儀祈の後、この例をもて、嘉定會をはじめ、
群臣に糯餅を賜ふ、

能因乞雨　光廣止雨

仝上、能因法師面乞の歌、金葉集にも、範國朝臣伊
豫ちになりて、下ゆし時とあり、後頼髓脳には、実
綱と詠り、古今著聞集に 又清輔朝臣の袋草子には、
実國朝臣の時とあり、金葉集にも、國の一ゝ宮ゆ
あり事、髓脳袋草子には、三島明神とこのけるに、此
三島、伊豫の国に、一ゝ宮なるべし、同じ神なるに法
けちや、烏丸光廣公、止雨のうたをらまなる、雨忽ち
やみけるよし、彼公のあづまに道の紀にくりし、其歌に、
いれ雨より水せきかゝるよあまれ川
これもとし法の神に祭くみ有

其後この報賽に、法蔵經を一筆ゆゝ書写しをられ
し、ゆゝなん、此公春日祭上公に附こ、
ぬらはふれみこのちの山に雨なれは
さしはなにこくなしかるへは
ゆゝよそて、雨止られしよし、黄柴集にくりしに、
其桂垣集有、
うら嘲ぬれこうきれやまのちのなれは
みのしるしてはけしていきこの義
とある字をを思ふくよ雨れしこの、若しはおのぼから
かよへるにや、○筑前の国府を、みこのちの山とはいひなると、
桂垣女の集にあり、

七夕　七遊　楊弓　索麪　梶葉

仝上、七夕の七遊を詩歌琴碁書画鞠とおぼえ居る故、
覚れる事ゆゑあらずや、二条太閤良基公の、おのひの
まゝれ日記に、七日ハ七百首の詩、七百首の和歌、七調子の
愛絃、七十部の聯句、七十部の連歌、七百のうずのまり、
七献の御酒なり、さまぐ〳〵例のことなれば、志る須に及ず
云々、又親長今日記、去文明十二年、七月七日、今日有
七種事鞠楊弓樂郢曲依人數故障無之、漢和五十
和歌兼日七首題賦之、當日披講、七盃酒云々、又宣胤今記、永正
十五年七月七日　七種法樂云々、和歌、連歌一折、楊弓、鞠、

花酒、索麪等也、又例年、梶七葉書六字名号、傍書歌、
云々

八朔

中原康富記、文安五年八月一日云々、八朔禮事、何頃
より有之事哉之由、尋申候処、後鳥羽院末方よ
り出来歟、但不得所見慥所詮、先代より沙汰初る
歟、藻倉より事起之由所語傳也、清家之記、嘉元之
頃記、此事見之、近年如此之内注付云々、又今日尾
花之粥事、其由来何事哉、自然見及歟之内、令問之
給、未見及、未知其子細候由返答歟、

九月九日節句

雜令云、凡正月一日七日十六日、三月三日、五月五日、七月七日、十一月大嘗會日、皆為節日、貞丈按、九月九日も、本ハ節日なり、然れども是を止られ、續日本紀、大寶二年十二月甲午勅云、九月九日十二月三日、先帝忌日也、諸司當是日宜為廢務とゆへたり、其より昔ハ節日なり、日本紀、天武十四年、九月九日の宴ハ見へたり ○源氏物語發だ、の巻に、ひけ黒のうた、 うたましはいとひもせまし 長月ハ此のちをうく留ハ少そたるなき 是ハ玉かつら文

仕へハ出んとするを聞て、其以おかあけぐやとれりひ、送りたるうたなり、九月ハ忌月なれバいとふべきを、此月立ぞ十月ハ内へ系給ふへきゆへに、忌ある月をもちゞうしたる、如此ぞしゞ所いそまたるなり、

十三夜

隣女晤言ハ、九月十三夜ハ、妻宿にあたれるによりて、晴明するよし、洗然州ハ書たれとさまはあらず、たゞ何となく、寛平の 希、九月十三夜のたよりに晴明するなり、與せさをなひて、作られしなり

おもまり、中右記曰、保延元年九月十三夜、雲深、月明、見寛平法皇、今夜明月無双之由、被仰出云々、

仍我朝以九月十三夜為明月之夜、

勅撰に、十三夜のいぞくだるは、拾遺集がたしめなり、

延喜十九年九月十三日、清屏風に月小のりそ

觀濕溪

よみ人しらず

そくしきのおほえやまうら屋そ屋を

見るおもちまる秋の夜の月

神無月

安齋隨筆に、壺井義智神祇令の頭書に、初冬無神事、此以為神無月也、

火燒

土佐某の画る、古き十二月の繪草紙、上下二冊十一月の條に、大内より民の家々ゆゑ、庭火を燒、神をいさむるすひなきにあらずと出て、天の岩戸の故事をいへる、吉清火燒の絵、薪我田角に積、市に牛に紙をつぎ、下よりこそやゆ、

近世諸社の神人、大火祭俗に、たきあげと云、にて、おとくしくまゐるは、吉田の卜部ばかり出せる、神道護

摩の名なるへ、岩戸の如すなんど云ハ、尤附會なる
説なれ、京師火焼の故すをもしらざるなりや、
あさ間し、

有暇　無暇

北山云、閑田耕筆にうけむ事といふなる事、大般若
経の、貧窮無暇入有暇といふなるなり云々、解に
物しらぬなり、うけて、有氣とかくべし、むけ
ハ、無氣とかくなるなり、其れ義法まぎらうに、
たゞしなる事、

	胎	養	長生	沐浴	冠帯	臨官	帝旺	衰	病	死	墓	絶
木姓	酉	戌	亥	子	丑	寅	卯	辰	巳	午	未	申
火姓	子	丑	寅	卯	辰	巳	午	未	申	酉	戌	亥
土水姓	午	未	申	酉	戌	亥	子	丑	寅	卯	辰	巳
金姓	卯	辰	巳	午	未	申	酉	戌	亥	子	丑	寅

胎養長沐冠臨帝の七を有氣とし、衰病死墓絶
のみを無氣とし次、本性の人ハ、酉年酉月八月なり
酉日酉時より七年有氣入、辰年辰月三月なり辰日
辰時より酉年七月申日まで無氣なり

かな暦

宇治拾遺に、この暦といふものあり、又ふよみに神佛
ふよしといふ日ありと、今の神よしハ是なるべし、

伊勢忌神

台記に、天養二年三月七日、左馬權頭顯定來云、左大
將雅定伊勢勅使精進之間、雖渡他所、衣裳雜具等、
猶在中院第、仍佛經等不置家中、而間中院寢殿有
烟、件烟見屋上、隣里驚、存放火由、驚放天井見之、有繪像佛、
五体色旗等、出件物於門外之後、烟散盡、
類聚國史、弘仁七年六月丙辰、伊勢太神宮司、從七
位下大中臣朝臣清持有犯穢并行佛叓、神祇官卜

之有崇科大祓解見任、

千度御祓

東鑑一、治承四年八月十六日、紀云、為明日合戰、位吉
小大夫昌長、奉仕天曹地府祭、武術自取御鏡授昌
長給云々、永江藏人頼隆勤一千度御祓云々、
百練抄十一、土御門院建永元年十一月二日、今日
於院御所可有千度御祓、依上皇御目不豫也、

玉津島

紀伊の岩橋甚古湯の秀榮のあしらはせる物の中に、玉
津島を衣通姫といふ事、袋草紙、まして北畠親房々

古今の序注に云ふ事たる、或抄などに見えたれど、
撫すきに出ずるより、又近世に雅日女学ありといふ
説あれど、それは若浦といふ地名によりての、
おしあてなるべし、今ひそかに按ずるに、玉
津島の神は、神功皇后なるべし、其の由忌は、まづ
摂津玉住吉の神社に社の中に、才口は神功皇后
なると、一説に玉津島といへり、納中抄に、故古京竟
被申云、住吉神主國基云、住吉は本三社なり、才
口社は、玉津島明神即衣通姫なり、後にいたれなふ、
依て和歌を好ぬといへり、こゝ住吉の神主の説

小才口社を、玉津島明神といへるは、玉津島神功皇
后なる由忌に、此傳説ありしなり、然る後衣
通姫といふは、世間の妄説を誤なり、さて玉津島
を和歌の神とは、主の若の浦の神といふなる
べし、この地名後若といふ事なり、扨また住吉
を和歌の神とするも、才口の社、神功皇后にて、若
の浦の神なるより、いぐたる所なるべし、はたまた玉津
島を、津越濁て玉出島なり、古書にこゝ出来り、宇
津が物語の歌也は、其所はち玉いづる島とよ見り、
依て按ずるに、此地は皇后の新羅を伐ぬ時可、

如意珠を海中にはなぬとあり、皇后の紀は國に來坐せるを、日本紀に見えたく由あり、其珠をは玉へる地なるゆゑに、此皇后我祭れるなるべし、ある說に、ほの玉住吉に、玉出の島あり、紀國玉出の島は事我あやまり傳へたるなるべし、紀玉の玉出島乃神を、のちに住吉にも祭れるによりて、ぞことも玉出島とはいふなるべし、新拾遺に住吉社の歌合、社頭祝ほ寺國平のうたに、君のため玉出のさしにやちゝくの光乃來ます子世もきもらし

三島明神

孝靈帝一の御子大宅姓、三島明神これなり、是を山積の神社少稱ず、二の御子三宅姓、兒島氏祖、三の御子河野氏の祖、按するに、伊豫は嶋の神ハ、大山祇命にて、韓より降臨ず、續日本紀にあり、然れ

孝靈一の御子とは、三島社別宮ニ、

六所明神

六所明神、尾州春日井郡山田庄味鋺村の六所明神ハ、伊勢、八幡、春日、加茂、鹿島、熱田なりと、是延喜式の味鋺神社なり、同郡山田の庄如意村六所明神ハ、男躰三軀、女躰三軀、筒男の三神、海童の三神、其所にも住吉

乃、和魂荒魂なるなや、

羅睺星像

羅睺星の像、忿怒形、乘青牛、左右手捧日月、計都星の像、忿怒形、乘龍、左手捧日、右手捧月、以上見東鑑三十、大日経の疏に、羅睺交食神、計都正翻旗也、旗星者彗星也、九曜、九執といふ、胡語、飢嘌何几、日月火水木金土、七曜合蝕彗、謂九曜、これは道家の説なり、浮屠取て己が家説とす、

震動雷電

書言字考に、震動雷電、注曰三河國俗謂逆雨疾雷為設樂田、從称有本據

三輪山本

鄰女晤言に、古今雜の部に　よみ人しらず

我いほそこのやすこそはさひしくは
かゝぬらむきませ杖をて留こゝに

古今六帖に、三輪の詞うこと出したり、後輪口傳にハ、

さひしくはかゝぬらむきませ子ヲ振
みまのやまもかさしてふ

こまハ三輪の神の住吉の神にならせぬひなる、
家にかゝいひ傳へ祭りとする、袋草紙同じく、綺語

抄ハ、一二句を、悪しくはきこゆるもあんよこのし
とあり、下ハ俊頼におなじ、彼麿その殘り、こゝ
ふなりしよ事、三輪といふ縁起も、俊頼口傳ふ
まゆ、

蟻通

仝上貫之家集に、

こゝさくこもりあやかもしらぬ大そらに
ありぬ星しをはおりふべしやは

あり通しの謡に、なまぐもの、立このしたなれる、秋
半なれば、なまぐはしともおりふべきうは也、

うたへ事、才口句こゝ事はきこえぬ事ゆり、後
秘抄ふかく出たまゝ、其誤をうけ給るべし
あり通し本縁を、七ヨニにまがれる、玉の緒を
ぬまゝ、なりぬしとはいれをしらぬや、此
神のよみぬふといふ事、こゝろくれ髄脳ハ云
えまゝ國史ハ云えば、

七重八重乃歌　いぜこの歌

七重八重のうたハ、賤女ならば、兼明親王の歌可ゝ、
後拾遺集に、小倉の家に住侍る頃、雨乃ふり侍りける
ふ、蓑哉ある人の侍りきれハ、山吹の枝をおりてとら

せて侍りなるに、心も得て落ぬ、又の日やまぶき
の心ばざりしよし、いひおこせて侍りなるうへし、
　　すゝへや色花をさけとも色まぬさの
　　みのむかしに生になまそあやしき
以そこの頃をぬれざらしゆしをの歌ハ、太田道灌、短冠
不朱功の心だえを、細川勝元乃問に答しなり、慕景
集に出、

孝経樓湯筆巻一　終

新貞